



第5章 計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

1 市民・事業者・行政の協働

「みんなで創る」住まいづくりには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割の下に、目標を共有しながら、互いに協力し合い活動することが不可欠となります。

住まいづくりは、日々の暮らしに係る最も身近な事柄として、まずは、市民一人ひとりが取り組むべきことですが、市民と市民、市民と事業者、そして市民と事業者、行政が協力し合うことで、一人では解決できない住まいづくりの問題に対処できるものと考えます。

これにより、市民は、住まいを確保し、自立的に暮らすことのできる「住む力」を身に付け、また、地域そして、市全体の「住みよいまち」としての魅力を高めていくことができると考えます。

2 多様な分野・主体の連携

住まいづくりを効果的に展開していくために、市民・事業者・行政の協働を基本としながら、福祉、環境、防災、まちづくりなど、多岐にわたる関連分野の施策の連携を図るものとします。

そして、それぞれの分野で活躍する市民組織や団体、事業者、また、国や東京都、都市再生機構などとの連携強化を図るものとします。

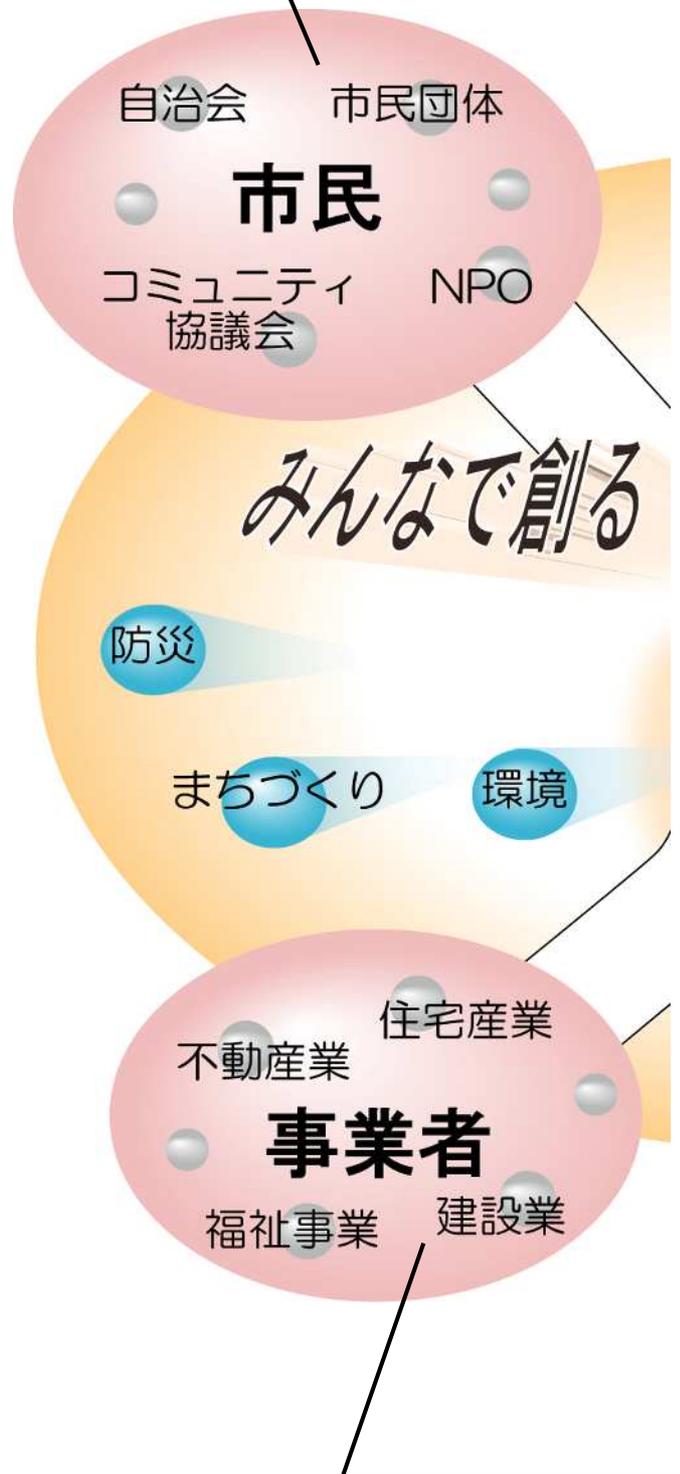
市民の役割

市民は、住まい手である一方で、市や事業者では十分な対応ができない、自分自身の、そして、地域のより身近な住まいの問題・課題については、市民一人ひとりが住みよい地域をつくるという意識を持って、自ら対処していくことが求められます。

高齢者や障害者、子どもの見守りなどに当たっては、自治会等の地縁組織やNPO 活動などを通じて、市民が主体的にサービス提供の担い手になるなど、地域コミュニティをはぐくみながら、市民が助け合い、時には、専門家等のサポートを受けながら、住まいを確保し、自立的に暮らすことのできる、「住む力」を自ら高めていくことが必要です。

大規模災害時に必要となる「自助」「共助」「公助」のうち、「自助」「共助」の担い手は、まさしく市民自身であり、また、「自助」の要となる住宅については、耐震化・防災性の確保など、安全な住宅として維持・管理することも市民の役割です。

また、防災に限らず、景観形成などに当たって、土地・建物などの資産活用は、個人のためだけではなく、社会性を持っていることを十分に理解した上で住まいづくりに取り組むことが重要です。



市の役割

市は、市民・事業者では取り組むことが困難な住宅セーフティネットの確保に取り組めます。

また、「住みよいまち」に向けたまちづくりを支援できるよう、市民・事業者に対する情報提供や相談体制、支援策の充実を図るとともに、住まいづくりに係る多様な住まいの担い手と総合的な調整を図り、計画の推進・実現を目指します。



事業者の役割

事業者は、住まいのづくり手として、良質な住まいの供給や住環境の形成、また、公正な取引を行う健全な住宅市場の形成に努める必要があります。

そして、住まいづくりに係る専門家の一人であることを自覚し、地域貢献として、市民が「住む力」を付けることを支援し、また、良質な住宅ストックの形成に寄与するよう、一定の利害を超えて、事業者相互、そして市との連携を強化していくことが求められます。

3 重視して取り組むべき施策

本計画の推進に当たって、新規に取り組む施策のうち、市民・事業者・行政協働による住まいづくりをより一層推進していくことが重要です。

そこで、「市民」「事業者」「府中市」それぞれについて、市民・事業者・行政協働による住まいづくりの観点から、特に重視して取り組むべき施策とその取り組み方を示します。

(1) 市民が主体となる取組

< 重視して取り組むべき施策 >

○まちづくり組織・住まいづくりの専門家をつなぐ仕掛け・仕組みづくり

(取り組み方)

これまでのコミュニティ協議会や自治会等によるまちづくりの取組に加え、様々な市民団体をつなぐ活動が活発化しつつあります。

このような機運を十分に活かし、子どもや高齢者の見守り、防犯、防災、空き家対策、住環境の維持・改善、魅力的なまち並みづくり、新旧住民の交流など、地域それぞれのニーズに応じ、住まいづくりに係る取組へと、その活動の幅を広げていくことが考えられます。

また、このような活動の中には、時には、専門家の助けが必要となる場面も想定されます。そのため、住まいづくりの専門家とのネットワークづくりを進めていくことが重要となりますが、地域には、定年退職した人を含め、このような専門家の方が住んでいることが十分考えられます。住民の方が気軽につどい・語らう場づくりや、様々な行事・イベントなどを通じて、そのネットワークを徐々にでも広げていくことが考えられます。

市においても、住まいに係る情報提供や相談窓口の充実に取り組むなかで、住まいづくりの専門家を紹介するなど、ネットワークづくりをサポートしていきます。

(2) 事業者が主体となる取組

< 重視して取り組むべき施策 >

○住まいづくりの担い手による、意見交換の機会・場づくり

(取組み方)

高齢者や障害者など誰もが安心して住まいを確保できる環境づくりをはじめ、分譲マンションあるいは空き家に係る問題への対応には、住まいづくりに係る建設、不動産、健康・福祉といった生活サービスに係る事業者、そして行政が協力し合い取り組んでいくことが欠かせません。

ただし、これらの問題に対して定石となる対策はありません。また、行政だけで解決できるものでもありません。事業者それぞれが培ってきた専門的な知識・技術を結集し、解決策を模索していくことが必要です。

そのため、まずは、一つのテーマの下に各事業者が集まり、意見交換を行う機会・場づくりからはじめ、徐々に検討・研究へと議論を深めていくことが考えられます。

市においても、分譲マンションや空き家など、住まいづくりに係る調査や、住宅相談会などに際して、事業者との情報交換に努めるとともに、事業者相互、そして事業者・行政の意見交換の場づくりを呼びかけていきます。

(3) 府中市が主体となる取組

< 重視して取り組むべき施策 >

○住まいに係る情報提供・相談窓口の充実

(取組み方)

第4章に示した施策や事業については、いずれも住まいづくりに係る重要な施策・事業であり、適切な役割分担の下に関係課それぞれが積極的に取り組んでいきます。

一方で、これら関係課の取組の効果を十分に高めていくためには、関係課相互の連携が重要と認識しています。また、市民の最も身近な存在である住まいについて、公共サービスが分かりやすく、受けやすい環境を整えるためには、住まいに係る情報提供・相談窓口の充実が必要と考えています。

そのため、まずは、住まいづくりに係る関係課の支援策等の情報をまとめあげ、総合的に提供していくことを検討します。

あわせて、住まいづくりに係る相談窓口の充実に向けて、関係課の連携の強化と、情報共有の徹底化を図るとともに、住まいづくりの担い手となる事業者や専門家とも協力体制を強化していきます。

4 計画の進行管理

本計画は、住まいづくりに係る上位計画として、また、関連分野との調整に係る指針となる計画として、その積極的な運用を図るものとします。

また、「第6次府中市総合計画」に示す都市像を踏まえ、住まいづくりがその実現に向かっていくかについて、点検・評価をし、計画の軌道修正を図るものとします。

計画の積極的な推進・運用

本計画の基本方針を基に、住まいづくり施策の展開を図るものとし、特に、重視して取り組むべき施策の積極的な推進を図ります。

また、関連分野の計画策定や施策展開においては、本計画との整合を図るとともに、住まいづくりに係る計画や施策との連携・調整を図ります。

これら施策の展開に当たっては、「東京都住宅マスタープラン」における重点供給地域への位置付けや、地域住宅計画を活用しながら、適切かつ合理的・効果的な住宅供給の推進を図ります。

本計画を基に、東京都や東京都住宅供給公社、都市再生機構をはじめ、住まいづくりに関連する機関・団体との協議・調整を図るものとします。

計画の点検作業

計画策定後においても、本市が置かれている状況について、各種統計データ等を用い、住まいの側面から客観的に分析を行い、併せて、社会情勢や住まいづくりの潮流、市民意向などを踏まえ、本計画に掲げる目標像や基本方針の妥当性について確認するものとします。

また、住まいづくり施策の展開状況、特に、重点施策の進捗状況や効果について把握・分析を行い、施策の改善点や施策の削除・追加の必要性を明らかにするものとします。

計画の見直し

点検作業の結果を踏まえ、おおむね4年後に必要な応じて見直しを行い、計画期間が終了する8年後においては、改定の必要性について検討します。

このほか、社会経済情勢の変化をはじめ、国や東京都の動向、本市の基本構想や長期計画、関連計画の策定・改定の状況などを踏まえ、必要な応じて見直しを図ります。

